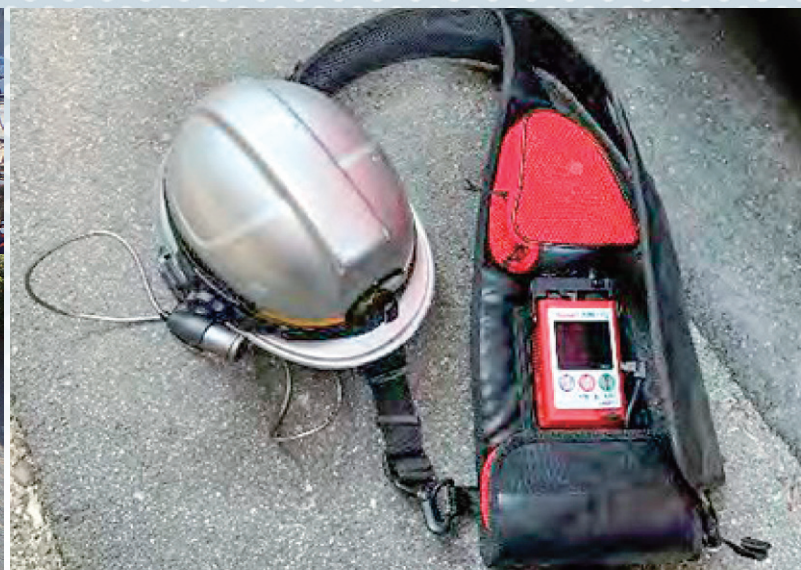


消防の動き



2021
5
No.601

- 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会報告書の概要
- 「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」について
- 「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会」報告書の概要



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

令和2年度救急業務のあり方に関する検討
会報告書の概要 4

特報2

「石油コンビナート災害対応への先進技術
活用検討会」について 9

特報3

「次世代自動車事故等に対する活動技術の
高度化に関する検討会」報告書の概要 13

令和3年5月号 No.601

巻頭言 「朗・礼・勇」の精神を礎に（札幌市消防局長 岡本 征仁）

Report

消防防災科学技術研究推進制度における令和3年度新規採択課題の公表 15

Topics

「神戸市消防団スマート情報システム」が総務大臣賞を受賞
（日本オープンイノベーション大賞） 16

危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて
～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～ 18

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和3年4月1日現在） 19

消防通信～望楼

太田市消防本部（群馬県）／柏市消防局（千葉県）
豊川市消防本部（愛知県）／東大阪市消防局（大阪府） 21

消防大学校だより

消防研修第109号（特集：新型コロナの下での消防・防災活動）の発行 22

令和3年度 消防大学校 客員教授について 23

報道発表

最近の報道発表（令和3年3月26日～令和3年4月20日） 24

通知等

最近の通知（令和3年3月26日～令和3年4月20日） 25

広報テーマ（5月・6月） 26

お知らせ

風水害に対する備え 27



■ 表紙
本号掲載記事より

「朗・礼・勇」の精神を 礎に

札幌市消防局長 岡本 征仁



札幌市は、大正11年に市政を施行し、昭和47年に政令指定都市へ移行、現在は人口197万人が暮らす大都市に発展を遂げており、令和4年には市政100周年、政令指定都市移行50周年という大きな節目の年を迎えます。

この節目を迎えるに当たり、札幌市では、次の100年を見据えたまちづくりを進めており、人口減少や超高齢化社会の到来を見据えながら、魅力と活力を創造し続ける街であることを目指しております。また、2030年度に北海道新幹線の札幌延伸が予定されていることに伴う札幌駅周辺の交流拠点の整備のほか、札幌市の周辺市町村との連携協約による様々な事業により、北海道経済全体をけん引していくための取組も進められています。

消防の施策においても、昨年度に札幌市消防学校に整備した「実火災訓練装置」を活用した周辺市町村との合同研修や、周辺6消防本部（8市町村）で共同整備し、令和7年度に運用開始を予定している「（仮称）札幌圏消防共同指令センター」の設置など、連携の取組を進めているところであり、次の時代を見据えながら事業を展開しているところです。

昨年から引き続く、新型コロナウイルス感染症については、札幌市においても感染拡大の大きな波を経験し、陽性患者の移送業務をはじめ、職場における感染防止対策の構築や陽性職員発生時の消防体制の維持方策など、これまでに経験したことのない危機対応が求められ、計画していた事業についても実施方法の変更などを余儀なくされたところです。

そうした意味では、消防の業務においても「新しい行動様式」が求められており、職員一人ひとりが「未来志向」を持ち、前例踏襲の打破や発想の転換により、業務改善や新しい仕事の形を作っていくことが、この危機を乗り越えるモチベーションにも繋がっていくものと考えております。

今年は、昨年延期となった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されます。札幌市においてもサッカー、マラソン、競歩の各種目が行われることから、消防対策を検討するための「消防対策会議」を局内に設置したほか、関係機関や北海道内の消防本部との連携・協力を図りながら、万全の準備を進めているところです。また、札幌市では、2030年の冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の招致を目指しており、今夏の大会の成功により、世界に向けて、札幌市が安全・安心な都市であることを発信することが出来るものと考えております。

最後に、札幌消防には「朗・礼・勇」という局訓があります。これは昭和62年に制定したもので、消防職員に求められる基本姿勢として「明朗」「礼節」「勇気」を表しており、消防局庁舎の玄関には、これをイメージしたモニュメントが飾られています。（円形は「明朗」なチームワークの和を、正方形は「礼節」の重さを、そり形は「勇気」ある双腕を型どっています。）時代の転換期にあっても、札幌消防の職員として、この精神をいつも心に留め、常に市民から信頼される組織として発展することを目指してまいります。





令和2年度救急業務のあり方に関する 検討会報告書の概要

消防庁救急企画室

はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化の進展を背景とした救急需要の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や我が国での感染患者の増加、環境や生活様式の変化等により救急需要が多様化している状況を踏まえ、いかに救急業務を安定的かつ持続的に提供し救命率の向上を図るかという課題へ対応するため、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」（座長：有賀 徹 独立行政法人労働者健康安全機構理事長）を開催しました。今回は、令和3年3月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

1 検討の背景と目的

令和元年中における全国の救急自動車による救急出動件数は約664万件（前年比0.5%増）、搬送人員は約598万人（前年比0.3%増）で、いずれも過去最多を更新しました。なお、救急活動時間は延伸傾向にあり、令和元年中の病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）は39.5分（前年比横ばい）となっています。

今後も見込まれる救急需要の増大や多様化、救急業務のあり方について、必要な研究・検討を行うため、令和2年度の検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向

図表 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会 主要検討項目

令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項	
高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大の対応や救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や「救急車の適正利用の推進」等について検討を行う。	
救急業務の円滑な実施と質の向上	
1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方（WG（その下に小会を2つ）） 救急救命士の行う救急救命処置の負担軽減を図り、搬送先までの基準時間など、拡大してきたMC体制について、昨年度検討会における検討結果を踏まえ、求められる役割を十分担えるように、課題の解決及び今後のあり方について、深掘りした検討を行う。 検討に当たっては、MC体制の現状を把握しつつ、今後のあり方全般についての検討を行うWGを設置するとともに、当該WGの下に、昨年度抽出したいわゆる「コア業務」における時間短縮に向け、「オンラインMC小会」及び「再教育小会」を設置し、検討を進める。	
2. 救急活動におけるICT技術導入（連絡先） 救急現場での活動時間短縮等を目的に、IoTを活用した患者情報データのデジタル化、FPA等の先端技術を活用した情報の自動入力等スマート化などを検討する連絡先を設置し、消防本部の協力を得て実証実験を行い、成果を提示し導入を促進する。	
3. 救急ガイドライン改訂への対応（WG） 2020年は、5年一度、国際的に統一した救急ガイドラインが公表される年に当たる。救急ガイドライン改訂に伴う諸課題に関する調査・分析を行うとともに、明確な情報収集に努め、改訂に際しては必要な調査を行う。 （なお、令和4年5月28日、日本赤十字社（JRC）は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、国際的な救急ガイドライン改訂を契機に日本救急ガイドライン2020の改訂を各都道府県から広く公募すると発表し、ドラフト版作成は令和3年3月31日までに完了した。このことから、一般市民、関係機関、救急隊員や消防士等と関係する各都府県の改訂作業については、ドラフト版作成後の令和3年3月以降に適切な検討を開始する（ドラフト版作成後の改訂のスケジュールを後記する）。）	
4. 救急安心センター事業（※7119）の全国展開に向けた検討（部会） 救急安心センター事業（※7119）は、これまでの検討会において事業の普及、広がり及び既存体制の質の向上などに取り組んできたが、令和2年10月現在、17地域での実施にとどまっている。住民に対して安心・安全を与えることのできる事業であることから、どこにいても7119がつながる体制の実現を目指し、更なる普及を促進するため、部会を設置し、抜本的な検討を行う。	
5. 救急隊の感染防止対策（WG） 今後の新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、救急隊における感染防止対策に関する目的として「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」の改訂等について検討を行う。	
6. その他（報告事項） 救急業務に関するフォローアップとして、全国の都道府県を4年間で訪問する。訪問先都道府県で課題が顕在化している消防本部を個別訪問し、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な実施に資するなどの必要な助言を行う。あわせて、これまで消防庁から出した通知に対する取組状況についても調査を行う（今年度は1年目）。 救急安心センター事業（※7119）担当官及び普及促進アドバイザーによる現状及び実態を互いに把握するための連絡会を開催する。	

上」、「救急車の適正利用の推進」、「その他」の分類に沿って、救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方等の検討項目（図表参照）について検討が行われました。

2 各検討事項の概要

(1) 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方

救急業務におけるメディカルコントロール（以下「MC」という。）体制は、救急救命士に対する指示や救急隊員に対する医師の指導・助言（以下「オンラインMC」という。）、救急活動の事後検証（以下「事後検証」という。）、救急救命士の資格を有する救急隊員への再教育（以下「再教育」という。）の3つの事項（以下「コア業務」という。）を中心とし、地域におけるプレホスピタル・ケアの一層の充実や救急業務の更なる高度化への期待を受け構築されてきました。体制構築から約20年が経過し、令和3年2月現在、全国に47の都道府県MC協議会、251の地域MC協議会を含むMC体制が構築されています。

救急業務におけるMC体制のあり方については、「令和元年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討が行われ、MC体制の役割拡大の経緯と今後の展望が整理されるとともに、コア業務における課題の抽出が行われました。それを踏まえて令和2年度は、コア業務の課題解決策の検討を中心に、これらの課題の背景にあるMC体制のあり方についても検討が行われました。

常時性、迅速性、適切性を満たす望ましいオンラインMC体制

考え方	望ましい体制
季節や時間帯による需要の変化も踏まえ、地域における指示、指導・助言の必要の推計（季節や時間帯による需要の変化も考慮）	・ 地域における指示、指導・助言の必要の推計（季節や時間帯による需要の変化も考慮） ・ 複数の指示要請先の確保 ・ 連絡する優先順位の明確化 ・ 応答可否の見える化（ICT技術等による）等
常時性 （常時性を満たす体制が確保された上で、可能な限り、MC医師に達やかにつながる）	・ MC医師本人にできるだけ直接つながる回線の確保 ・ 不測の事態等でMC医師が出られない状況になるべく避けること、そのような場合に達やかにつながるためのルール整備 等
迅速性 （常時性を満たす体制が確保された上で、可能な限り、MC医師に達やかにつながる）	・ プロトコルを都道府県単位で原則統一 ・ 指示、指導・助言を行うために必要な知識の教育（参考：教育に用いることができる資料） ―「病院医療体制における指導等研修（初級者、上級者）」（厚生労働省の委託事業） ―「救急隊のためのメディカルコントロールセミナー」（日本救急医学会） ―「メディカルコントロールに係る救急現場を専門としない医師に対するMC基礎知識」（日本救急医学会作成動画） ・ どのような医師がオンラインMCを行っているかを地域MC協議会が把握 都道府県MC協議会が地域MC協議会とのオンラインMCを行う医師の経験や能力の幅を是正 ・ 救急隊とMC医師の関係性の構築 等
適切性 救急救命士法等の関係する法令に抵触しないことと、状況に応じた的確な指示、指導・助言を行うことができ、救急隊と医師との間に相互の信頼関係が構築されていること	

オンラインMCについては、常時性、迅速性、適切性の考え方を改めて整理するとともに、それらを満たす望ましいオンラインMC体制について検討されました。

こうした体制を構築するため、地域MC協議会は、複数の指示要請先の確保及び優先順位の明確化、地域の状況に合わせたプロトコルの調整、教育機会の設定等、指示、指導・助言体制の構築に係る中心的な役割を担う必要があること、都道府県MC協議会は、地域MC協議会の取組を確認し、活動の質を高められるような積極的な支援を行い、特に都道府県単位のプロトコルの統一等の広域な調整が必要となる取組については、中心的な役割を担う必要があることが示されました。

再教育については、日常的な教育体制における教育（実践経験を通じた教育）についての整理が行われ、看護領域の教育方法を参考に、救急救命士を含む救急隊員に対する教育方法について、「①目的の認識」、「②実践経験」、「③振り返り」のプロセスの検討が行われました。

救急出動前から帰署までの一連の流れにおける教育手順

出動前	出動中	帰署後
① 目的の認識 - 実践の前(基本的には出動前)に目的意識。 - 目的は生涯教育の指針Ver.1における教育理念に沿って、基礎的な能力の要素(技術、知識、教育・指導、連携)から設定。	② 実践経験 出動から帰署までの一連の実践を教育機会と捉える。	③ 振り返り - 自省は自分のタイミングで適宜(究極的には実践中から)行う。 - 終了後、指導者のファシリテーションを受けて振り返りを行う。 - 振り返りにより得られた成長を次の実践に結びつける。

事後検証については、個々の救急活動の検証を通じて救急救命士を含めた救急隊員の行う観察・処置等の質を保障することを基本としつつ、さらに地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図るため、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5に定める「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を定期的に検証・評価し、必要に応じて実施基準の見直しを図っていくこと等について示されました。

また、救急業務におけるMC体制において、消防機関、医療関係者、都道府県等が連携し地域の病院前救護の質を保障するためには、PDCAサイクルを通じた継続的なMC体制の構築・改善が図られることが望ましいことから、体制の評価指標を例示し、こうした指標を活用したPDCAの取組について示されました。

令和2年度の検討を踏まえ、消防庁では「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化に

ついて（通知）」（令和3年3月26日付け消防救第97号救急企画室長通知）を発出し、MC体制の充実強化に向けて、地域MC協議会・都道府県MC協議会が取り組むべきこと等について示しました。今後も、MC体制のもとで実施される救急救命士等の教育や、MC体制のPDCAのあり方等について引き続き検討を行い、MC体制の更なる充実に資するよう取り組んでいくこととしています。

(2) 救急活動におけるICT技術の導入

救急業務におけるICTの活用については、これまで「救急業務のあり方に関する検討会」でも検討が行われ、その結果を消防庁から通知で示すこと等により各地域における導入の促進が図られてきたところです。しかしながら、ICT等の先進的な技術は日々進歩し、新たな技術も次々と生まれていることなどから、各地域における取組に地域差が生じているという状況等を踏まえ、令和2年度においては、特に、救急隊員の作業を簡素化するという観点に着目して、ICT等の先進的な技術の活用に係る検討を行うとともに、救急業務の高度化という視点からの先進的な技術の活用の可能性についての検討が行われました。

令和2年度の検討にあたっては、消防職員やICT等の先進的な技術に関する有識者で構成された連絡会の開催や札幌市消防局及び横須賀市消防局での実証実験を通じて行われました。その結果等を踏まえ、RPAやOCRといった先進的な技術の活用に係る効果や留意点、課題への解決策等が取りまとめられ、ICT等の先進的な技術が未導入となっている消防本部に向けた、救急業務で活用可能な先進的な技術のカタログ化が行われました。

救急業務で活用可能な先進的な技術のカタログ（抜粋）

技術の名称	OCR (Optical Character Recognition = 光学文字認識)
技術の概要	・手書きや印刷された文字をイメージスキャナやデジタルカメラで読みとり、コンピューターが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術 ・救急業務での活用例としては、帰署後事務処理に傷病者引継書等をスキャナーで取込み、OCRソフトでデータ化された内容を確認及び修正することが想定される。 
技術の名称	RPA (Robotic Process Automation = ロボットによる手順の自動化)
技術の概要	・ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念 ・救急業務での活用例としては、帰署後事務処理時にデータ化された情報を他のシステム（OAシステム等）に自動入力することが想定される。 <帰署後事務処理> ソフト起動を行うだけで、データ化された情報を他のシステム(OAシステム等)に自動入力される。 

また、救急業務の高度化という視点からの先進的な技術の活用の可能性については、先進的な取組を実施している消防本部や先進的な技術に関わる事業者等からの情報収集及び全国の消防本部へのアンケート調査結果の分析を通じて、消防本部から望まれるICT等の先進的な技術について取りまとめられています。

先進的な技術の活用について、一定程度の有用性や実用性が示された一方で、地域の実情により消防本部のニーズが異なることなどの課題も確認されたことも踏まえ、今年度も引き続き、5Gをはじめとした先進的な技術の開発状況を確認しつつ、救急業務の諸課題に対する先進的な技術の活用という視点からの課題解決の方策を検討していくこととしています。

(3) 蘇生ガイドライン改訂への対応

これまで、5年ごとに「心肺蘇生と緊急心血管治療のための科学と治療の推奨に関わるコンセンサス(CoSTR)」及び「JRC蘇生ガイドライン」が公開されることに合わせて、日本救急医療財団(心肺蘇生法委員会)によって、「救急蘇生法の指針(市民用)」及び「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」が改訂され、「救急業務のあり方に関する検討会」でも、これらの改訂に連動する形で、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法において影響を受ける事項について、検討を行うことが通例とされてきました。こうした中、令和2年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、日本蘇生協議会(JRC)から、「JRC蘇生ガイドライン2020」の公開を当初の予定から少なくとも半年間延期し、ドラフト版の作成を2021年3月、出版を2021年度(令和3年度)とすることが示され、検討会における検討についても、年度当初に想定していたスケジュールを、大きく後ろ倒しすることを余儀なくされました。

しかし、蘇生ガイドライン改訂に伴う、一般市民や救急隊員が行う心肺蘇生法の見直しという命題が、喫緊に取り組むべき課題であることに変わりはないことから、今後の状況の変化への確に対応しながら、必要な検討を速やかに進めていく方針などが確認されるとともに、令和3年3月下旬に、第1回目となる蘇生ガイドライン改訂への対応を検討するワーキンググループが開催されました。

想定スケジュール

	令和3年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
蘇生ガイドライン改訂への対応を検討するワーキンググループ	第1回ワーキンググループ 「JRC蘇生ガイドライン2020」の公開予定	第2回ワーキンググループ		第3回ワーキンググループ		第4回ワーキンググループ 改訂で影響を受ける事項についての通知発出	中間報告書発出 「救急蘇生法の指針(市民用)」の改訂により、影響を受ける事項の検討を行う。	第5回ワーキンググループ	第6回ワーキンググループ	第7回ワーキンググループ		改訂により影響を受ける事項についての通知発出	最終報告書発出 「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」の改訂作業に合わせながらワーキンググループを開催するので、開催回数・時期、報告書・通知の発出は時期がずれることがある。

※第1回目はキックオフ。
※第2回から第4回まで「救急蘇生法の指針(市民用)」の改訂により、影響を受ける事項の検討を行う。
※第5回から第7回まで「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」の改訂により、影響を受ける事項の検討を行う。
※日本救急医療財団(心肺蘇生法委員会)による、「救急蘇生法の指針(市民用)」、「救急蘇生法の指針(医療従事者用)」の改訂作業に合わせながらワーキンググループを開催するので、開催回数・時期、報告書・通知の発出は時期がずれることがある。

(4) 救急安心センター事業(#7119)の全国展開に向けた検討

救急安心センター事業(#7119)(以下「#7119」という。)については、全国で実施されることを目指し、「救急業務のあり方に関する検討会」を中心に、これまでも様々な視点から検証・検討を行い、その結果を示すことで、事業の導入を促進してきているところです。しかし、令和2年10月1日現在、全国17地域、人口カバー率は46.0%にとどまっていることから、令和2年度は「全国どこにいても#7119番が繋がる体制」すなわち#7119の全国展開を目指し、「#7119の全国展開に向けた検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置し、未実施団体における事業導入に係る課題やその解決方策等について議論を重ねてきました。

具体的には、検討部会において、未実施団体へのアンケート調査や実施団体・未実施団体へのヒアリング等を通じて事業導入に向けた課題等が抽出され、議論が行われた結果、全国展開に向け解決すべき課題については、事業実施の必要性の再整理や事業の実施主体・財政措置のあり方など6項目に整理されました。それぞれの課題に対し、検討部会における議論や事業実施団体の担当者による検討を踏まえ、各課題に対して考えられる解決策が示され、令和3年1月に検討部会報告書として取りまとめられました。

主な課題の一つである財政措置のあり方については、#7119に対する国の財政支援措置に関し、これまで「原則、市町村が実施主体」との整理に基づいて講じられてきましたが、検討部会において、「都道府県が実施主体となる」、あるいは「実施を主導するのが今後の事業実施モデルになっていくのではないか」との議論があったこと等を踏まえ、令和3年度からは、現行の制度を見直



更に、消防庁では、検討部会報告書を踏まえ、管内に
 #7119の未実施地域を有する都道府県等において、今
 後具体的に取り組んで欲しいことをとりまとめた通知を
 発出しています（令和3年3月26日付け消防救第94号）

今後、消防庁では、検討部会における検討結果等を踏まえ、各地域で＃7119の導入に向けた取組が促進されるよう、未実施地域への個別の連絡・協議等を継続しつつ、通知等の発出や、事業導入／運用マニュアルの作成など、具体的な取組を進めていくこととしています。

令和3年1月

救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.2.0)[illegible]

救急隊の感染防止対策マニュアルVer.2.0 改訂のポイント

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の感染経路や特性を踏まえ、陽性患者や地域の感染拡大状況等から疑う傷病者に対応する場合の感染防止対策をまとめ、以下の内容を中心に記載
- ・ 手指衛生及び個人防護具（手袋、サージカルマスク、感染防止衣等）の着用を行うこと
- ・ 傷病者及び同乗する者に対して可能な限りサージカルマスクを着用させること、それが難しい場合は、隊員は必ずゴーグル・フェイスシールドを着用すること
- ・ 全身つなぎ型の感染防止衣は不要であること
- ・ 心肺蘇生時は処置に伴いエアロゾルによる感染のリスクが生じるため、注意して対応する必要があること

N95マスク、ゴーグル・フェイスシールドの使用について

- N95マスクの使用場面として、空気感染に加え、エアロゾルによって感染するリスクがある場合を追加
- N95マスクのフィットテスト（適切なサイズのマスクを選択できていることの確認）の必要性について記載
- ゴーグル・フェイスシールドの選択の考え方について記載
- 資器材の再利用の考え方について記載

その他の事項

- 各種ワクチン接種及び血中抗体検査のスケジュール等について、最新のガイドラインに沿った内容に改訂
- 適切な感染防止対策のため、搬送前から医療機関や保健所と必要な情報共有を行うことについて記載

写真及び動画による説明を追加

- 感染防止衣の脱着方法について写真及び動画で説明

手袋、感染防止衣、ゴーグル及びマスク装着時の脱ぎ方の手順



- 救急車両の感染防止対策（養生の方法）について写真で例示

養生の方法（例）



これを踏まえ、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（令和2年12月25日付け消防救第315号消防庁救急企画室長通知）を発出し、改訂版マニュアルについて周知を図るとともに、消防機関における感染防止管理体制の構築など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼しました。

各消防機関においては改訂版マニュアルを最大限活用いただき、救急隊員が安全に活動できるよう、感染防止対策の体制整備・充実に努めるようお願いします。

通知の概要

「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進

- 令和2年12月25日（金）「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について（消防救第315号消防庁救急企画室長通知）を発出

1. 救急隊の感染防止対策マニュアルの策定等について

- ・ 感染防止対策マニュアルを既に策定済の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル再整備を、未策定の消防本部にあっては、改訂版マニュアルを参考としたマニュアル整備を図るなど、引き続き、救急隊の感染防止対策や資器材の消毒等の適切な実施を依頼

2. 消防機関における感染防止管理体制の構築など感染防止の取組について

- ・ 今後とも、各消防本部においては、消防機関における望ましい管理体制の例（通知別添2）及び改訂版マニュアルを参考に、感染防止管理体制の構築など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼

3. 救急隊員の血中抗体検査及びワクチン接種の実施

- ・ 職業感染防止対策としての血中抗体検査及び各種ワクチン接種（麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、破傷風、B型肝炎等）について、マニュアルの記載を最新ガイドラインに基づき改訂したことから、今後は改訂版マニュアルに沿って引き続き適切に取り組んでいただくよう依頼

4. 救急業務に起因した新型コロナウイルス感染症等への感染者が認められた場合の対応について

- ・ 救急隊員が救急業務に起因して新型コロナウイルス感染症等の感染症に感染した場合においても、そのことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることがあってはならない。
- ・ 適切な感染防止対策を行っている場合であっても、一定の確率で感染症に罹患する可能性があることから、今後、救急業務に起因した感染者が認められた場合は、組織としての感染防止管理体制を改めて確認するとともに、感染者本人に対して精神面のサポートを含めた適切な健康管理を行うよう依頼

(6) 救急業務に関するフォローアップ

救急業務に関する取組状況が、地域によって差が生じていたことから、消防庁では、平成29年度から救急業務に関するフォローアップを開始し、アンケート調査を毎年度実施するとともに、3年をかけて全国47都道府県を一巡しました。

その上で、更なるステップとして、各地域の課題への対応策について継続したサポートを行うとともに、各消防本部における課題や先進事例を共有することによって、諸課題を解決するための施策につながるヒントを各消防本部が得ることで、全国的な救急業務のより一層のレベルアップが図られることを目的として、新たに令和2年度から4年間をかけて、フォローアップを実施することとしました。今年度の個別訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、6府県19消防本部へのフォローアップの実施にとどまりましたが、それぞれ一定の成果をあげることができました。今年度以降も、本事業の目的を達成すべく引き続きフォローアップを実施していきます。

おわりに

令和2年度の検討会においては、救急救命士法施行から約30年、MC体制の構築を始めてから約20年が経過した中での「救急業務におけるMC体制のあり方」、また、消防庁としての最重要施策の1つである「救急安心センター事業（＃7119）の全国展開に向けた検討」のほか、「救急活動におけるICT技術導入」等、多岐にわたる検討が行われました。その結果、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」の策定や、救急業務に関するフォローアップによる各地域の救急業務への取組状況の把握なども含め、多くの成果をまとめることができました。本報告書が各地域で有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の向上につながることを期待しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

「石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会」について

消防庁特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、日々発展するIoT、AI、3D解析技術やドローンなどを先進技術として位置付け、それらを活用した石油コンビナート災害対応の未来像を提示することにより、先進技術の導入促進を図るため、標記の検討会を令和元年8月から令和3年3月までに計7回開催しています。その概要及び今後の取り組み方針について本稿で紹介します。

2 検討会概要

(1) 検討会設置の背景・目的

南海トラフ地震等の大規模自然災害では、石油コンビナートにおいても甚大な被害が予想されています。その際に発生する災害では、実態を迅速かつ正確に把握し、限られたリソースを活用して正確な状況判断に基づいた災害対応が求められますが、その人材の育成やノウハウの継承が順調に進んでいるとは言い難く、関係者において懸念されている状況にあります。

一方、正確な情報を迅速に収集するIoT、3D解析技術や的確に状況判断を行うAI等の先進技術の発展はめざましく、様々な分野において保安対策、ヒューマンエラー対策に活用され始めています。

このため、石油コンビナート災害における都道府県、消防機関及び特定事業所の対応を、より安全で効果的に行うための先進技術の活用が推進されるよう、先進技術活用に関するニーズ調査及び分析を行い、概ね5G技術が普及した程度の近い将来を想定した先進技術の導入及び活用方策を検討しています。

(2) 令和元年度実施結果

都道府県、消防本部、消防機関の先進技術に関するニーズや課題をアンケートにより取りまとめるとともに、参考となる先進事例の活用事例も併せて取りまとめました。

そして、目指すべき目標イメージとしての石油コンビナート災害対応の未来像及び課題について整理し、石油コンビナート災害対応への先進技術の活用の方向性をまとめました。

令和元年度 先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会報告書(概要)

検討会の背景・目的

石油コンビナート災害における事業所、消防機関の災害対応をより安全で効果的に行うため、AI、IoT技術等に代表される先進技術の活用が推進されるよう、学識経験者、行政機関、消防本部、業界関係者等をメンバーとした検討会を設置（座長：小林恭一東京理科大学教授）。令和元年8月～令和2年2月まで計4回開催し、概ね5G技術が普及した程度の近い将来を想定した、先進技術を活用した石油コンビナート災害対応の未来像を提示。

コンビナート災害対応における課題の抽出

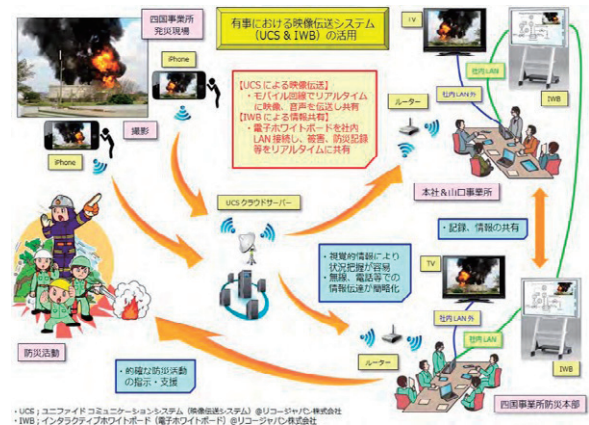
石油コンビナート災害対応における先進技術の活用について、ニーズや活用案、現在の活用事例等について、石油コンビナート等所在都道府県・消防機関、事業所に対してアンケート調査を実施。



現状	事業所の敷地が广大で、様々な施設が入り組んでいる
課題	・ 消防機関が到着するたびに、案内等の対応に追われ、事業所の初動が遅れる
現状	プラントで取り扱う物質、施設の名称、作業工程等の専門性が高い
課題	・ 物質の危険性、消火方法、防護に必要な装備がわからない ・ 事業所と行政機関で知識に差があるため、危険性の認識の共有が困難 ・ 被害の予測、対応方針の立案が困難
現状	事業所と行政機関または行政機関どうしの情報の伝達が、通報、無線、FAXといった音声、文字情報で行われる
課題	・ 伝達のスピードが遅い（リアルタイムの情報でない） ・ 災害のイメージがわからない ・ 物質名の言い間違い、書き間違いにより、誤った対応をする恐れがある
現状	災害規模が大きく、多くの部隊が出動する
課題	・ 被害の全体像の把握が困難 ・ 死傷者の数、位置、重症度の把握が困難 ・ 部隊活動の把握が困難 ・ 部隊間の確実な情報共有が困難 ・ 指揮本部へ情報が大量に入り、重要情報の精査、アップデートが円滑にできない

アンケート結果等を基に既に導入されている先進技術の活用事例を調査。

- 【携帯端末や電子ホワイトボードを活用した情報共有】



【状況把握のためのドローン活用事例】



【無人放水ロボット】

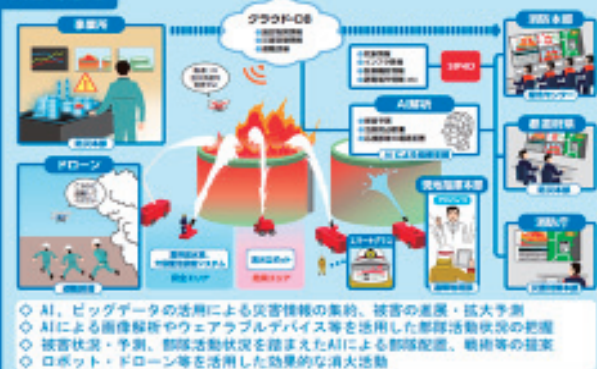


先進技術活用の将来像・課題・方向性

石油コンビナート災害対応の未来像

先進技術を活用した石油コンビナート災害対応について、現時点での実現性やコスト等には
 こだわらず、未来像をフェーズ毎（過早期/119番通報時/後援到着時/災害対応時）に提示

災害対応時



先進技術導入上の主な課題・留意点

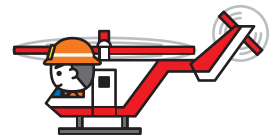
- ・データの情報共有に伴うセキュリティの確保
- ・情報共有プラットフォームの持続的運営
- ・AI活用における運用主体・判断責任の所在
- ・先進技術導入のインセンティブ
- ・過酷に耐えるロボットや災害に強い電源、ネットワーク環境等の開発
- ・先進技術を使える人の育成
- ・ベンチャー企業やスタートアップ企業の参入

今後の方向性

先進技術の活用により、災害対応の高度化・充実強化を図るため、具体的な技術開発・導入を促進する方策等について、平時の生産管理・保安体制との接続性も考慮しながらさらに検討を進める。

(3) 令和2年度実施結果

令和元年度の検討会結果をもとに、各機関における防災体制の現状を整理し、石油コンビナート災害対応に係る先進技術導入箇所を提示しました。



【令和2年度】石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会

検討会の 背景・目的

- 石油コンビナート災害対応に係る先進技術導入箇所の明確化
- 令和元年度検討会メンバーにより引き続き検討（18名）
- 計3回開催（令和2年11月～令和3年3月）
- 災害対応機関の防災体制の現状及び先進技術導入検討箇所を整理

①防災体制の整理	石油コンビナート災害対応に係る先進技術導入箇所を明確にするために、各機関における防災体制の現状を詳らかに整理 ●関係行政機関（消防庁、都道府県、消防本部） ●特定事業所 ●ドラゴンハイパー・コマンド・ユニット、スクラムフォース、大容量泡放射システム
②先進技術導入検討箇所の整理	①の結果を基に、各委員（各機関）により先進技術導入検討箇所を提示 ●3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）の高機能化 ●大容量泡放射システムの高機能化 ●災害発生時の事業所リモート対応（防災管理者、防災要員等の遠隔対応）等

3 令和3年度検討会に向けて

消防庁は、石油コンビナート等へのドローンやAI、IoT等新技術の導入によって限られた防災リソースを適切に運用し最大の効果を発揮させることを目的とし、「先進技術を活用した石油コンビナート災害対応に関する検討会(令和元年度～2年度)」を開催し検討を行ってきました。これまでの検討結果をもとに、「令和3年度

石油コンビナート災害対応への先進技術活用検証計画」を策定し、検証する項目を整理したところです。

今後は、整理した先進技術導入箇所についてさらに情報収集を行い、導入が可能なのか項目ごとに検討・検証を進めていきます。

4 終わりに

石油コンビナートにおいて事故等が発生した場合、多数の死傷者を伴う深刻な事故となることもあり、また周辺住民の安全を脅かすような大事故となる可能性や、周辺環境や経済活動へも大きな影響を与える可能性があります。国民の安心・安全を守るため、先進技術の導入を含め、石油コンビナート災害対応の高度化・充実強化を図ることが常に求められています。

消防庁特殊災害室としては、この2箇年で共有した先進技術導入に向けた目標イメージを踏まえつつ、ニーズが高く、かつ、実現可能性が高いと考えられる分野を中心に、具体的なシステムやアプリケーションのあり方や、平時の生産管理・保安体制との接続性も考慮し、消防庁が中心となってさらに深掘りしていくことが効果的な課題に対し、解決策についてさらに検討を進めていきます。

最後に、本報告書が提示した未来像が関係者の将来ビジョン形成の一助となることを心から期待します。

問い合わせ先

消防庁 特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会」報告書の概要

消防庁国民保護・防災部参事官

1 はじめに

消防庁では、自動車事故等に対する救助技術の向上を図ることを目的として、「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催し、次世代自動車等に特化した活動要領等について検討した。

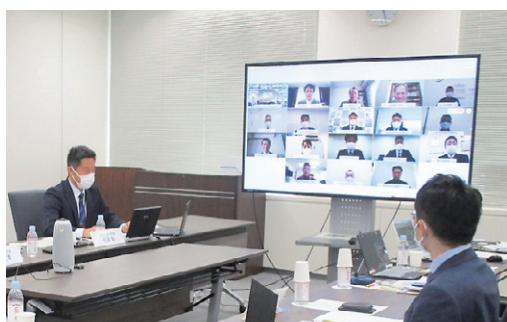
ここに、令和3年3月に取りまとめられた検討会報告書の概要について紹介する。

2 検討の背景

各国で地球温暖化対策が進む中、日本では自動車の環境負荷低減を加速するため、次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等）の普及が進んでいる。

次世代自動車の高電圧等に対する安全対策については、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第17条の2により、乗員の感電を防ぐことが義務付けられている状況であるが、一方で次世代自動車が原形をとどめないほどの強い衝撃を受けた場合などは感電のリスクが高まる。

また、消防隊員が救助活動を行う上でも、感電防止策等に主眼を置いた安全管理体制の整備が望まれることから、今後も普及が進む次世代自動車による事故等への迅速な対応及び安全に配慮した標準的な活動要領について検討した。



WEB会議により検討会を開催

3 検討方法

- (1) 次世代自動車に関する有識者、関係省庁、消防関係機関等で構成する委員（「表：検討会委員名簿」参照）による検討会を計4回開催した。
- (2) 全国の消防本部に対して実施した実態調査の結果（活動要領等の整備状況、訓練実施状況、消防本部の取組み、資機材の保有状況及び災害事例等）から課題を抽出し、次世代自動車の主な危険性、安全対策及び要救助者の社会復帰を踏まえた救護救出方法について検討した。

表：検討会委員名簿（敬称略・五十音順、令和2年度中の所属及び役職）

氏名	所属・役職等	備考
木下 直樹	一般社団法人 日本自動車工業会 電動車部会 電気安全分科会長	有識者等
◎小林 恭一	東京理科大学 総合研究院教授	
関根 和弘	京都橘大学 健康科学部 救急救命学科教授	
高橋 直人	公立諏訪東京理科大学 機械電気工学科非常勤講師	
高橋 昌志	一般財団法人 日本自動車研究所 電動モビリティ研究部 水素・電気安全グループ長	
山崎 孝章	国土交通省 自動車局 安全・環境基準課長	
若原 誠一	一般社団法人 日本自動車連盟 ロードサービス部 技術課長	消防関係機関
大塚 和利	横浜市消防局 警防部 警防課長	
田上 満	長岡市消防本部 次長	
土屋 英輔	豊田市消防本部 警防救急課長	
野呂瀬 亮一	東京消防庁 警防部 救助課長 ※令和2年10月1日から	
森田 拓志	全国消防長会 事業企画課長	
山田 寿	東京消防庁 警防部 救助課長 ※令和2年9月30日まで	
吉田 克己	神戸市消防局 警防部 救助・特殊災害担当課長	
渡邊 薫	仙台市消防局 警防部 警防課長	

◎座長



4 要点及び概要

検討会では、次世代自動車の最大のリスクである感電防止策等に主眼を置いた安全管理体制や要救助者の社会復帰を踏まえた救護救出方法等について、有識者からの専門的な知見に基づき検討し、報告書を取りまとめた。それを踏まえ、消防庁として「次世代自動車事故等における消防機関の活動要領」を策定した。

＜項目＞・活動要領利用上の留意点

- ・次世代自動車の見分け方
- ・消防活動の基本原則
- ・車種別活動要領
- ・救護救出要領

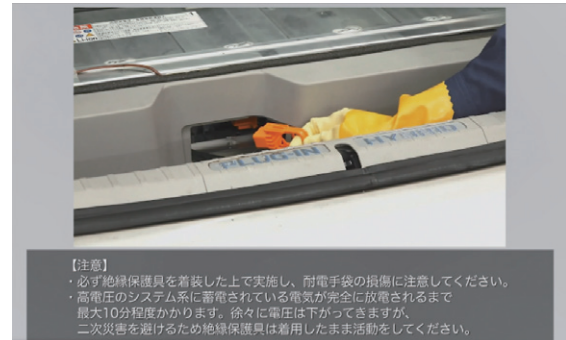
また、「次世代自動車事故等における消防機関の活動要領」として取りまとめた次世代自動車に特化した項目の他に、以下の項目を「参考資料」として掲載することで、目的や技術レベルに応じて学ぶことのできるものとした。

- ・車の基本構造
- ・電気の基礎知識
- ・メーカー別レスキューマニュアル
(主な次世代自動車のレスキューマニュアルのウェブサイト)
- ・主な次世代自動車の概要
(主要な次世代自動車の各部品の位置、取扱説明書・レスキューマニュアル)
- ・先駆的な消防本部等の取組みの紹介

他にも、車両構造・各部品の位置や高電圧の遮断方法について動画で確認することで知識と理解をより深められるよう、教育・教材動画（DVD）を作成した。

参考資料4 主な次世代自動車の概要（各部品の位置、取扱説明書・レスキューマニュアル）									
※令和2年3月末現在の車種別保有台数（自動車動態調査報告書）									
メーカー	車名	セグメント (国産)	高電圧バッテリー 位置（左側） 高電圧ケーブル 位置（右側）	ヒューズボックス の位置	EDパワーステア の位置	高電圧バッテリー の位置	サージ・アダプ の位置	取扱説明書	レスキュー マニュアル
1	トヨタ プリウス	BEV	BEV	エンジンルーム内	リヤシート下（左側）	リヤシート下（右側）	リヤシート下（左側）	QRコード	QRコード
2	トヨタ プリウス	BEV	BEV	エンジンルーム内	リヤシート下（左側）	リヤシート下（右側）	リヤシート下（左側）	QRコード	QRコード
3	トヨタ プリウス	BEV	BEV	エンジンルーム内	リヤシート下（左側）	リヤシート下（右側）	リヤシート下（左側）	QRコード	QRコード
4	トヨタ プリウス	BEV	BEV	エンジンルーム内	リヤシート下（左側）	リヤシート下（右側）	リヤシート下（左側）	QRコード	QRコード

報告書：主な次世代自動車の概要



教育・教材動画（協力：日本自動車研究所）

さらに、次世代自動車の技術革新に対して的確に対応するため、以下の2点を検討会から提言した。

- ・安全かつ迅速な救助活動に繋がるレスキューマニュアルのQRコード化
- ・関係機関への統一的な教育の場の整備

5 おわりに

消防庁では、報告書の内容を踏まえて、「次世代自動車事故等における消防機関の活動要領」を定め、都道府県を通じて各消防本部に周知した。また、提言については、関係機関等と調整を進め、実現に向けて取り組んでいく予定である。

※ 令和2年度救助技術の高度化等検討会報告書
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-68.html

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付
担当：田中補佐、宮嶋係長、竹内事務官
TEL: 03-5253-7507

消防防災科学技術研究 推進制度における令和 3年度新規採択課題の 公表

予防課

～令和3年度の公募状況及び採択結果について～

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託し、国民が安心・安全に暮らせる社会を実現するために、平成15年度に創設された競争的資金制度です。

令和3年度新規研究課題について37件の応募があり、外部有識者による評価会において、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえて審議された結果に基づき、9件を採択しました。

研究課題名	所属機関名 研究代表者名	連携消防機関等	研究内容
スマホを活用したドローン無線中継システムによる遭難者位置特定及び救助支援	ソフトバンク株式会社 藤井 輝也	羊蹄山ろく消防組合消防本部 上伊那広域消防本部	携帯電話（スマホ）に標準的に搭載されているGPS(Global Positioning System)機能を活用して、山岳遭難や雪崩や地震等により雪や土砂等に埋まった遭難者の迅速な救助を支援とする「ドローン無線中継システムを用いた遭難者の位置特定システム」の試作装置を開発した。本システムは、山岳など携帯電話が通信できない圏外エリアを「ドローン無線中継システム」で臨時に圏内エリア化し、携帯通信網を介して遭難者の位置（GPS）情報を取得し、搜索側に精度の高い位置情報を提供する。
迅速な状況把握による的確な意思決定を支援するためのドローン活用体系の開発	パーソルプロセス&テクノロジー株式会社 城 純子	神戸市消防局 釜石大槌地区行政事務組合消防本部	自然災害等の発生状況をいち早く把握し被害を最小に抑える為、ドローンやICTの効果的な活用が求められる。消防へのドローン普及は進むが、安全運航、情報解釈、災害多様性への適応等、個別の部隊レベルでの体系的な習得は容易ではない。しかし、勤と経験に頼った運航ではリスクが高く、用途や効果も限られる。本研究ではこの問題を解決し、運用レベルの底上げと自律的な活用につながる災害対応ドローンソリューションを開発する。
救急搬送におけるポータブルエアロゾルシールドの研究	国立大学法人岡山大学 塚原 紘平	岡山市消防局 泉州南広域消防本部	救急隊員は、現場から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者、あるいはその疑い患者を搬送する最前線で業務を行うが、気道確保など飛沫やエアロゾルが多く発生する操作をする場合、救急隊員が病原体に暴露する可能性がある。本研究は、救急車に常備でき操作性に富んだ安全な防護器具を開発することを目的とする。
感染防止性・夏季における冷却性等に優れた能力を有する感染防止衣の開発	ユニチカトレーディング株式会社 山田 博夫	深谷市消防本部	ディスプレイ・リユースタイプの感染防止衣について米国基準AAMI/PB70で最も感染防止性能の高いレベル4のウィルスバリア性・血液バリア性を維持し、かつ冷却効果の改善を素材の軽量化・透湿性向上・ストレッチ性付与及びビニール素材の改善によって体感温度の低減及び活動時の疲労軽減を図ることを目的とする。
石油コンビナート防災と消防戦略立案を支援するリスクアセスメントシステムの開発	国立大学法人横浜国立大学 伊里 友一朗	横浜市消防局	石油コンビナート保安・防災に関して、リスク対応と消防活動を含む危機対応との有機的連携に資するシステム開発を行う。地震動によって石油タンク等に蓄積された損傷を自動モニタリング/評価し、これを事業者による予防対策に結びつける「タンク健全性評価システム」、および化学物質の漏洩・火災が発生した際の消防現場におけるデータ取得と意思決定支援を目的とした「影響評価に基づく緊急対応支援システム」の研究開発を行う。
消防防災活動における重量資機材搬送等の支援用電動アシスト自転車の開発及び実装	株式会社T-TRIKE 小野田 貴啓	堺市消防局	大規模災害時、道路障害（がれきや倒壊建造物等）により消防車両が進入できない状況下における、消火救助活動場所への高度救助資機材（120Kg）・小型動力ポンプ等（80Kg～120Kg）の重量物搬送、飲料水のピストン輸送、また要救助者の搬送及び避難行動要支援者の津波避難支援等において、自転車特有の機動性を活かし、悪路でも安定走行が可能な車輪制御技術（特許取得済）、災害活動専用的高性能電動アシストユニットを搭載した災害活動支援用電動アシスト自転車の開発及び社会実装を目指す。
IT技術を活用した火災通報・連動システムの有効性の検証	国立大学法人岩手大学 大坊 真洋	盛岡地区広域消防組合	消防庁によると、平成30年には火災により1427人が犠牲となっている。人口過疎地域においては同時に高齢化が進む地域も多く、火災発生時の認知と連絡の遅れから多くの犠牲者が発生している。本提案では住宅用火災警報器（以下、住警器）とスマートスピーカーとを連携し、火災の発生を周囲の住民にも素早く通知することで迅速な初期行動につなげ、地域が一体となった防災システムの構築に向け有効性の調査を行うものである。
火災予防のための火災誘発物の検出とその危険度予測システムの構築	公立大学法人大阪大阪府立大学 井上 勝文	堺市消防局	建物火災の主な発生原因である住宅火災を未然に防ぐため、住宅内に潜む火災危険因子をスマートフォンでセルフチェックする新規のシステムを構築する。住宅内というプライベート空間において、人を介することなくチェックを実現することで、住宅火災を先回りして回避する。研究代表者が有するAI技術の知見を本研究に適用することで火災誘発物を大小に関わらず検出し、位置的関係等から火災危険度を推定する革新的な研究である。
ワイヤレス通信技術を用いた遠隔監視（リモートモニタリング）による隊員の安全管理等の研究	学校法人早稲田大学 立野 繁之	堺市消防局	大規模災害、山林火災等により公共通信が不通、脆弱になることで活動隊員の安全管理が脅かされる事例が後を絶たない。大容量な通信ネットワークが確立される一方で、こうした現場を支える技術がいまだ確立されていない。本研究は、LPWA規格通信によるIoT/ICT技術を活かし、現場で活動する隊員同士が通信中継拠点となり、独自のマルチホップ型の通信ネットワークを確立する技術の研究検証を実施する。

問合わせ先

消防庁予防課（消防技術政策担当） 田川
TEL: 03-5253-7541

「神戸市消防団スマート情報システム」が総務大臣賞を受賞（日本オープンイノベーション大賞）

予防課（消防技術政策担当）

このたび、A I 防災協議会、神戸市消防局等が共同で開発した「神戸市消防団スマート情報システム」が、第3回日本オープンイノベーション大賞において総務大臣賞を受賞し、令和3年2月25日に表彰式が行われました。

1. 日本オープンイノベーション大賞について

日本オープンイノベーション大賞とは、科学技術・イノベーションの社会実装の取組としてオープンイノベーションの手法を効果的に実施する企業・団体・大学等を表彰するものです。内閣府政策統括官（科学技術・オープンイノベーション担当）が事務局となり、平成30年度から毎年度実施されています。オープンイノベーションの取組で模範となるようなもの等について、内閣総理大臣賞とともに担当分野毎の大臣賞（総務大臣賞を含む。）として表彰されています。

令和2年度に実施された第3回日本オープンイノベーション大賞において、応募された取組の選考の結果、「神戸市消防団スマート情報システム」が総務大臣賞の表彰対象として決定しました。

2. 「神戸市消防団スマート情報システム」の概要

神戸市の消防団と神戸市消防局及びA I 防災協議会では「消防団スマート情報システム」により早期に災害の全体像を把握できるよう、消防団員がスマートフォンの無料通信アプリや人工知能（A I）を活用して自然災害時の情報共有を試みています。

令和元年9月1日から神戸市内の消防団を対象として、台風や地震等の自然災害時における情報共有と安全管理を目的に運用が開始されました。

「消防団スマート情報システム」は、消防団員が所有するスマートフォンのLINEアプリから、事前に登録している防災チャットボットへ災害状況を報告すると、

A I が集まった情報を整理し、自動的に地図に集約・表示（情報収集機能）してくれるシステムです。また、LINEの通知機能を使うことで、消防団員からの報告だけではなく、消防本部から消防団員に向けて危険情報等を一斉に送信することもできます。

このシステムを使うことで、これまでの方法で情報収集するよりも格段に速く（一斉送信する場合、登録団員全員に情報が到達するまで7秒）、少ない情報収集人員（2人程度）により、市内の状況を把握することができるようになりました。

システム登録団員数は1,822人（令和3年4月1日現在）で、定期的に操作訓練が実施されています。



3. システムにより期待される効果

早期に災害の全体像を把握できることで、効果的に災害現場活動を行い、被害の軽減につなげることができるようになります。

また、緊急時に危険情報（津波到達情報等）を一斉に情報伝達でき、災害現場の最前線で活動する消防団員の事故防止につながり、消防団員の安全管理の向上が期待できます。

A I で整理された地図は、消防局、消防署、消防団本部、登録した消防団員のスマートフォンでも閲覧できます。

危険物取扱者及び消防設備士の資格取得の促進の取組みについて ～一般財団法人消防試験研究センターによる感謝状贈呈～

予防課・危険物保安室

危険物施設の火災・流出事故件数は、平成 6 年頃を境に増加傾向に転じ、近年も高い水準で推移しています。危険物等事故を防止するためには、危険物取扱者の資格取得の促進等を通じて保安教育を充実させ、危険物施設における安全推進の中核となる人材を計画的に育成することが求められており、危険物取扱者の資格取得を促進することが重要です。

また、防火対象物については、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、様々な消防用設備等の設置が義務づけられています。防火対象物における火災による被害を最小限にするためには、消防用設備等を適切に維持管理していくことが必要であり、その工事、整備に関する正しい知識や技術を習得した人材を計画的に養成し、消防設備士の資格取得を促進することが重要です。

これらの資格取得の促進のため、消防法に定める指定試験機関である一般財団法人消防試験研究センターにおいて、令和元年度から、危険物取扱者及び消防設備士の資格取得に積極的に取り組まれている学校や教諭を対象として感謝状を贈呈することとされ、令和 2 年度の贈呈校が別表のとおり決定されましたので紹介します。

令和 2 年度感謝状贈呈校一覧

都道府県	感謝状贈呈校
北海道	北海道函館工業高等学校 様
青森県	青森県立八戸工業高等学校 様
岩手県	岩手県立一関工業高等学校 様
宮城県	宮城県石巻工業高等学校 様
秋田県	秋田県立男鹿工業高等学校 様
福島県	福島県立勿来工業高等学校 様
栃木県	栃木県立那須清峰高等学校 様
千葉県	千葉県立清水高等学校 様
東京都	国立大学法人東京工業大学附属科学技術高等学校 様
神奈川県	神奈川県立磯子工業高等学校 様
新潟県	新潟県立上越総合技術高等学校 様
富山県	富山県立滑川高等学校 様
石川県	石川県立羽咋工業高等学校 様
福井県	福井県立武生工業・商工高等学校 様
長野県	長野県長野工業高等学校 様
岐阜県	岐阜県立岐阜工業高等学校 様
愛知県	大同大学大同高等学校 様
三重県	三重県立松阪工業高等学校 様
滋賀県	滋賀県立彦根工業高等学校 様
兵庫県	兵庫県立兵庫工業高等学校 様
奈良県	奈良県立王寺工業高等学校 様
和歌山県	和歌山県立箕島高等学校 様
鳥取県	鳥取県立米子工業高等学校 様
島根県	島根県立浜田水産高等学校 様
岡山県	岡山県立岡山工業高等学校 様
山口県	山口県立宇部工業高等学校 様
徳島県	徳島県立徳島科学技術高等学校 様
香川県	香川県立石田高等学校 様
高知県	高知県立須崎総合高等学校 様
福岡県	福岡県立福岡工業高等学校 様
佐賀県	佐賀県立鳥栖工業高等学校 様
長崎県	長崎県立大村工業高等学校 様
熊本県	熊本県立八代工業高等学校 様
大分県	大分県立大分工業高等学校 様
宮崎県	宮崎県立延岡工業高等学校 様
鹿児島県	鹿児島県立出水工業高等学校 様
沖縄県	沖縄県立那覇工業高等学校 様

問い合わせ先

消防庁予防課 原、藤原
TEL: 03-5253-7523
危険物保安室 小川、田部
TEL: 03-5253-7524

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（令和3年4月1日現在）

広域応援室

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条第4項により、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき消防庁長官が登録するものとしてされています。

甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化、多発する大規模水害時における救助体制の強化、国際的なイベントが控える中でのNBCテロ災害への迅速な対処等、今後取り組むべき課題が山積する中、緊急消防援助隊の効果的な活動を確保するため、平成31年3月に基本計画（計画期間：令和元年度から令和5年度）※を改定し、令和5年度末までに概ね6,600隊を目標に増隊することとしました。

※ 消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

令和3年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は6,546隊となり、前年度より105隊増加しました。

今回の登録では、消火、救助及び救急の主要3小隊の増隊はもとより、津波・大規模風水害対策車、中型水陸両用車及び搬送車並びに重機及び重機搬送車等を追加登録し、近年多発化、激甚化している風水害等に備えた緊急消防援助隊の充実・強化を図っております。

昨年度、緊急消防援助隊は令和2年7月豪雨及び栃木県足利市林野火災に出動し、人命救助、捜索活動、さらには空中消火活動や指揮支援活動等に大きな成果を上げたところであり、その活動に対する期待はますます高まっています。

また、消防庁では、基本計画に基づく緊急消防援助隊の充実・強化とあわせて、長期間の活動を余儀なくされる南海トラフ地震、大規模水害、NBCテロ災害等に的確に対応するため、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等を通じた後方支援活動訓練の推進、新型コロナウイルス感染予防を踏まえた後方支援活動の検証等、活動隊員のサポート体制の強化等における緊急消防援助隊の運用面の充実強化にも努めております。

各都道府県及び消防本部においては、今後とも基本計画に基づく登録の推進について、御理解と御協力をお願いします。

表1 部隊等別登録状況

隊種別	令和2年4月の登録状況	令和3年4月の登録状況	令和5年度末登録目標数
指揮支援隊	58隊	56隊	51隊※1
（航空指揮支援隊）	52隊	54隊	57隊
統合機動部隊指揮隊	55隊	56隊	56隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12隊	12隊	12隊
（NBC災害即応部隊指揮隊）	54隊	54隊	54隊
（土砂・風水害機動支援部隊指揮隊）	46隊	49隊	47隊
都道府県大隊指揮隊	155隊	158隊	158隊
消火小隊	2,390隊	2,407隊	2,503隊
救助小隊	525隊	547隊	538隊
救急小隊	1,464隊	1,494隊	1,486隊
後方支援小隊	866隊	876隊	886隊
通信支援小隊	42隊	42隊	52隊
水上小隊	21隊	20隊	21隊
特殊災害小隊	372隊	368隊	357隊
特殊装備小隊	516隊	534隊	506隊
航空小隊	74隊	77隊	78隊
（航空後方支援小隊）	56隊	58隊	57隊
重複を除いた合計	6,441隊※2	6,546隊※2	6,600隊※2

※1 新たな部隊の指揮隊に再編することを考慮し、51隊としている。

※2 重複登録を除くため、合計は一致しない。

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移（令和3年4月1日）

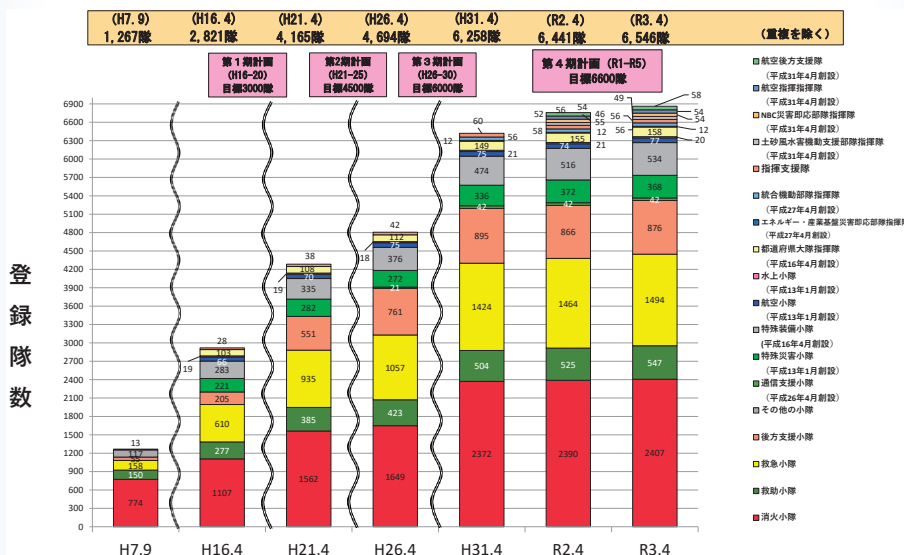




表2 令和3年度 緊急消防援助隊登録状況

2021年4月1日現在

都 道 府 県	指 揮 支 援 隊	航 空 指 揮 支 援 隊	都 道 府 県 大 隊 指 揮 隊	統 合 機 動 部 隊 指 揮 隊	災 害 即 応 部 隊 指 揮 隊	工 ネ ル ギ ー ・ 産 業 基 盤 指 揮 隊	N B C 災 害 即 応 部 隊	土 砂 ・ 風 水 害 機 動 支 援 部 隊 指 揮 隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	通信支援小隊				特殊装備小隊							水 上 小 隊	航 空 小 隊	航 空 後 方 支 援 小 隊	合 計	重 複 を 除 く 合 計
														対 毒 応 小 隊 等	火 災 等 対 応 小 隊	大 規 模 危 険 物 等 対 応 小 隊	密 閉 空 間 火 災 等 対 応 小 隊	送 水 小 隊	遠 距 離 大 隊 動 隊	二 輪 防 火 小 隊	車 震 災 対 応 特 殊 小 隊	水 難 救 助 小 隊	その 他 の 特 殊 な 備 え を 用 い て 消 防 活 動 を 行 う 小 隊						
北海道	3	2	7	1	1	3	1	1	159	28	93	38	1	11	22	1	2				1	3	21		3	2	403	387	
青森県		1	4	1		1	1	1	45	7	25	19	1	2	9					1	1	5		1	1	125	122		
岩手県		1	3	1		1	1	1	42	7	23	17	1	1						1	1	3		1	1	105	100		
宮城県	3	2	4	1		1	2	52	10	25	18	1	4	3	1	2				1	1	7		3	3	144	136		
秋田県		1	3	1		1	1	40	8	19	11			1	5					1		2		1	1	96	91		
山形県		1	3	1		1	2	28	7	18	15			1						1		2		1	1	82	77		
福島県		1	5	1		1	1	51	9	36	18	1	2	2		1				1		6		1	2	139	133		
茨城県		1	3	3		1	1	63	14	48	28	1	7	3						2	1	15	1	1	1	194	184		
栃木県		1	3	1		1	1	39	12	27	17			5						1		8		1	1	118	109		
群馬県		1	4	1		1	1	40	8	26	16	1	4							1		3		1	1	109	103		
埼玉県	3	1	6	1		1	1	108	26	60	43			11						3		19		3	1	287	279		
千葉県	2	1	3	1	1	1	1	102	24	63	49	1	15	8	1	1				1		22	2	2	1	302	285		
東京都	3	1	3	1		1	1	175	15	60	35	1	3	6	2	2	4	4	2	18	4	8	1			350	347		
神奈川県	8	1	3	1	1	3	1	97	23	72	34	2	12	12	3	4			5	7	23	2	4	1		319	312		
新潟県	3	1	3	1	1	1	1	62	16	39	22	2	2	9		2			1		5	1	1	1		174	169		
富山県		1	3	1		1	1	30	7	20	12	1	2		1				1	2	7		1	1		92	87		
石川県		1	3	1		1	1	30	6	15	17	1	3	3				1			8		1	1		93	86		
福井県		1	3	1		1	1	29	6	12	11	1	2	3					1		2		1	1		76	71		
山梨県		1	3	1		1	1	21	6	15	15	1	2						1		2		1	1		72	67		
長野県		1	3	2		1	1	52	15	37	18	2	3						1		13		1	1		151	144		
岐阜県		1	4	3		1	1	56	14	38	16	1	2						1		6		2	1		147	139		
静岡県	5	3	2	1	1	2	1	55	18	40	25		4	5		2	2	4	1	15		3	3			192	186		
愛知県	3	2	3	1	1	1	1	111	24	73	40	1	14	5	3			2	2	1	26	1	3	2		320	307		
三重県		1	3	1	1	1	1	43	7	31	15		1	4					1		7		1	1		119	115		
滋賀県		1	3	1		1	1	25	6	14	12	1	3						1		4	1	1	1		76	69		
京都府	3	1	4	1		1	1	45	11	22	14	1	4		1	1			3	2	8		2	1		126	120		
大阪府	5	1	5	1	1	2	1	134	22	61	30	2	9	11	1	3			1	2	22	2	2	1		319	309		
兵庫県	2	1	4	1	1	1	1	98	21	71	33	2	10	5		3			2		18	1	3	1		279	270		
奈良県		1	3	2		1	1	27	8	19	13	2	2						1		5		1	2		88	81		
和歌山県		1	3	1		1	1	30	9	18	12	1	6	1					1		2		1	1		89	79		
鳥取県		1	3	2		1	1	19	4	8	8	1	4						1	1	2		1	1		58	50		
島根県		1	2	1		1	1	23	6	21	9		1						1		4		1	1		73	68		
岡山県	2	2	3	1	1	1	1	45	14	27	12	1	4	5					1		10		2	2		134	130		
広島県	3	2	3	1		1	1	64	12	40	25	1	3	3		2	2	1	1	10	2	2	2			181	177		
山口県		1	3	1		1	1	35	8	24	17			5					2	2	5		1	1		107	101		
徳島県		1	3	1		1	1	20	10	18	6	1	2	3					1	1	4		1	2		76	70		
香川県		1	3	1		1	1	24	6	12	8			2					1		8		1	1		70	65		
愛媛県		1	3	1		1	1	30	11	22	13	1	2	3		2			1		5	1	1	1		100	95		
高知県		1	3	2		1	1	20	10	18	8	1	2						1		2		2	1		73	68		
福岡県	6	2	6	2	1	2	1	55	17	44	30	1	10	8	1				1	3	16	2	3	2		213	205		
佐賀県		1	2	1		1	1	16	4	12	9			1					1		5		1	1		56	54		
長崎県		1	3	1		1	1	33	8	21	10			2	2				1		2		1	1		88	83		
熊本県	2	1	4	1		1	1	34	13	26	14	1	5					2	3	1	6		1	1		117	112		
大分県		1	2	1		1	1	28	8	16	11	1	4						1	1	4		1	1		82	75		
宮崎県		1	3	1		1	1	17	5	15	11	1	2								2		1	1		62	56		
鹿児島県		1	3	1	1	1	1	33	11	29	13	1	4	8					1		4		1	1		114	106		
沖縄県			3	1		1	1	22	6	21	9		1	4						1		2				72	67		
合 計	56	54	158	56	12	54	49	2,407	547	1,494	876	42	205	148	15	27	13	65	34	395	20	77	58	6,862	6,546				

消防職員がポルトガル語で店頭防火広報を実施

太田市消防本部

大泉消防署が管轄する邑楽郡大泉町は、人口の約2割が外国籍のうち半数以上がブラジル国籍の方が居住している街です。

これに伴い、歳末防火運動の一環として令和2年12月16日・17日の2日間、大泉町のブラジル国籍居住者が大勢利用する食料品店において、空気の乾燥・火の元確認・住警器設置義務等、消防職員によるポルトガル語店頭防火広報及び防火チラシの配布を実施しました。

利用者からは、流暢な母国語で話されたので印象に残った。今後火の用心を心掛けたいと好評でした。
※YouTubeで視聴できます。



子供への防火教育!春の火災予防運動♪ 『防火チラシ de マスクケース』

柏市消防局

柏市消防局旭町消防署は3月1日、春季全国火災予防運動にあわせ、市民に住宅用火災警報器の点検促進と新型コロナウイルスの感染抑制を周知するため、小学生を対象に折るだけで簡単にマスクケースに早変わりする防火チラシを配布しました。柏市は、住宅火災による死者数ゼロを目指し、各世帯に住宅用火災警報器の重要性を認識してもらうよう継続的に働きかけ、子供への防火・防災教育の充実を図ってまいります。



消防通信

望

楼

ぼうろう

BC災害対応訓練を実施

豊川市消防本部

豊川市消防署では、令和2年12月10日（木）に豊川市豊川公園内において、BC災害対応合同訓練を実施しました。

「陸上競技場スタンド内において、何者かが液体を撒き散らし、多数の負傷者が発生している」という通報内容で、テロ災害を想定しました。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が控えていることもあり、大規模テロ災害対応の経験がない本市の対応能力強化及びNBC災害対応マニュアルの再確認を目的として訓練を実施しました。



山林内標識板をリニューアル

東大阪市消防局

このたび東大阪市消防局東消防署では、増加するハイカーの有事に備えるため山林内標識板をリニューアルしました。毎年、救急や救助事案が10件程度発生している中で、標識板によりスムーズな活動につながった実績もあります。1月29日に既存の標識板の更新と他のハイキングコース内に約100m間隔で計220箇所の設置を完了し、現在地の地図と英語表記も追加しました。本格的なハイキングの季節を迎えるにあたり、山林内事故に迅速的確に対応できる一助になればと考えています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防研修第109号（特集：新型コロナの下での消防・防災活動）の発行

消防大学校では、消防本部等における消防防災体制の強化のための知識・技術の向上に資するために、「消防研修」を昭和40年（1965年）10月に創刊、毎年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等に配布しています。消防研修第109号では、「新型コロナの下での消防・防災活動」をテーマに特集しました。

日本国内において、令和2年1月15日に新型コロナウイルス感染者の第1例目が確認されたこと等を踏まえ、政府は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定をはじめとして、新型コロナウイルスの感染症対策を総合的にかつ強力に推進しています。

そこで今回の消防研修では、「新型コロナの下での消防・防災活動」を特集テーマとして、国、消防本部、医療機関など、それぞれの立場における活動の実態、市町村等における避難所運営の工夫をはじめ、今後の消防防災のあり方などを掲載しました。

消防研修最新号は、消防大学校ホームページにも掲載しています。

＜消防研修のリンク先＞

<http://fdmc.fdma.go.jp/investigation/index.html>

消防研修第109号（特集：新型コロナの下での消防・防災活動）の主な掲載内容

- 「クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における救急対応」
横浜市消防局救急部救急ワークステーション担当係長 長嵩 悠一郎
- 「新型コロナウイルス感染症の対応」
～感染者0（ゼロ）の理由～
自衛隊中央病院総合診療科部長 竹島 茂人
- 「救急医療現場における新型コロナウイルス感染症の現状と課題」
東京都医師会副会長
東京都病院協会会長 猪口 正孝
平成立石病院理事長
- 感染症の時代における消防防災のあり方
兵庫県立大学減災復興政策研究科科長 室崎 益輝
- 日本医師会「新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル」のご紹介
公益社団法人日本医師会常任理事 長島 公之
- 新型コロナウイルス感染症の市中感染フェーズにおける救急業務の対応
東京消防庁救急部副参事（救急対策担当） 前田 透
- 「水災害を想定した新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営訓練」から見た課題と今後の展望について
江東区総務部危機管理室防災課長 松村 浩士
- コロナ禍における避難所開設・運営訓練及び地域との連携による防災の取り組み
春日部市市長公室防災対策課 片桐 淳司
春日部市社会教育部武里地区公民館 山下 剛史
- コロナ禍における藤井寺市避難所運営訓練の実施について
藤井寺市危機管理室 前田 紳之介
- 与論町感染症対策避難所運営について
鹿児島県与論町総務企画課

問合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1713



令和3年度 消防大学校 客員教授について

消防大学校では、客員教授制度により、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し消防大学校における教育等に対して顕著な協力をいただける方に対し、客員教授の称号を授与しています。

この度、令和3年度の客員教授名簿を作成しましたので、教育訓練等の講師選定の参考として紹介します。

※ 客員教授の連絡先については、消防大学校担当者までお問い合わせください。

※ 客員教授への講師依頼等の事務については、依頼元（各地域の消防学校等）が直接行い、これに係る費用は、依頼元において御負担ください。

専門分野	氏 名	所属・職名
(1) 教育技法	山崎 洋史	昭和女子大学大学院 心理学専攻教授 総合教育センター長
(2) 組織管理	新井 雄治	元東京消防庁消防総監
(3) 消防実務法規	秋山 恵	元東京消防庁理事兼総務部長
(4) 予防法令運用	荒井 伸幸	元東京消防庁理事兼総務部長
(5) 予防政策	有賀 雄一郎	元東京消防庁次長
(6) 接遇、話し方技法、女性消防団活動	小澤 浩子	赤羽消防団 副団長
(7) 地域防災	瀧本 浩一	山口大学大学院創成科学研究科准教授
(8) 惨事ストレス対策	松井 豊	筑波大学名誉教授
(9) 危機管理	鈴木 洋	元横浜市消防局長
(10) 消防組織運営	城戸 秀行	元大阪市消防局長
(11) 消防活動指揮	永堀 満	元さいたま市消防局理事
(12) 危機管理	石井 隆一	元消防庁長官

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和3年3月26日～令和3年4月20日）

<総務課>

3.4.10	第36回危険業務従事者叙勲（消防関係）	第36回危険業務従事者叙勲（消防関係）受章者は、631名で勲章別内訳は、瑞宝双光章314名、瑞宝単光章317名です。
--------	---------------------	--

<予防課>

3.3.26	火災予防啓発動画「忘れていませんか？火災から命を守る住宅用火災警報器の点検・交換」の制作・発表	消防庁では、住宅用火災警報器の点検及び交換の更なる促進を図るため、火災予防啓発動画「忘れていませんか？火災から命を守る住宅用火災警報器の点検・交換」を制作しました。
3.4.2	消防防災科学技術研究推進制度の令和3年度研究課題の採択	消防庁では、近年の自然災害の増加、少子高齢化、社会資本の老朽化等を踏まえ、消防防災分野における課題解決や重要施策推進に資するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的資金）により研究開発を推進しています。 この度、令和3年度の研究課題を採択しましたので、公表します。

<危険物保安室>

3.3.30	「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討報告書（令和2年度報告書）」の公表	国内の石油製品需要の減少を背景として、過疎化やそれに伴う人手不足等により、給油取扱所（ガソリンスタンド）の数が減少し、自家用車や農業機械への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来すいわゆる「SS過疎地問題」が、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から、全国的な課題となっています。このような状況を踏まえ、消防庁では「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」を開催し、令和元年度より2年間にわたり調査・検討を行ってきました。 この度、令和2年度報告書がとりまとめられましたので、公表します。
3.3.30	「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討報告書」の公表	消防庁では、平成30年7月豪雨や台風21号等により、危険物施設においても多数の被害が発生したことを踏まえ、令和元年度に引き続き、令和2年度「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」を開催し、調査・検討を行いました。 この度、「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討報告書」を取りまとめましたので、公表します。

<防災課>

3.3.30	避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果	消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況について調査を実施し、この度、令和2年10月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
--------	----------------------------	--

<参事官室>

3.3.26	「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会報告書」の公表	消防庁では、近年環境負荷低減を目指して普及が進められているハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等（以下、「次世代自動車」という。）に対し、交通救助における活動技術の向上を図ることを目的として、「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会」を開催し、次世代自動車の各種事故等への迅速な対応及び安全に配慮した標準的な活動要領について検討を行いました。 この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
--------	--------------------------------------	---

<地域防災室>

3.4.9	消防団PRムービーコンテストの応募作品に対する投票の受付開始	地域住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、消防団PRムービーコンテスト特設サイトにて、投票の受付を開始します。 今回は、全国から47作品の応募がありました。是非、投票をお願いします。
3.4.13	「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書及び消防庁長官通知	消防庁では、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。 今般、消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討の結果を中間報告書として取りまとめましたので公表します。 また、この報告書を踏まえ、都道府県知事及び指定都市市長に対し、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官から通知を発出します。

<広域応援室>

3.4.12	緊急消防援助隊の登録状況（令和3年4月1日現在）	令和3年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、721消防本部の6,546隊（前年比増105隊増※）となりました。 引き続き、大規模・特殊災害等に対応できるよう、第4期基本計画（令和5年度末までに6,600隊規模を目標）に沿って、緊急消防援助隊の充実・強化を進めてまいります。
--------	--------------------------	--



最近の通知 (令和3年3月26日～令和3年4月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	令和3年4月19日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	地下駐車場等に使用される二酸化炭素消火設備の点検作業等における労働災害の防止について（情報提供）
事務連絡	令和3年4月15日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について（依頼）
消防予第187号	令和3年4月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	東京都新宿区における二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起について
消防危第69号 消防特第72号	令和3年4月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	プラントにおけるドローン活用事例集の再改訂について
消防地第171号	令和3年4月13日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	消防団員の報酬等の基準の策定等について
事務連絡	令和3年4月12日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当） 消防庁国民保護・防災部 防災課長 気象庁総務部企画課長	地方公共団体における気象防災業務支援のための気象庁等による取組等について（情報提供）
事務連絡	令和3年4月9日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防救第124号	令和3年4月8日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の開始について(依頼)
消防予第157号	令和3年4月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	令別表第一（6）項に掲げる防火対象物における避難器具の設置状況等に係る調査について
事務連絡	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁消防・救急課	「令和2年度 消防庁女性活躍ガイドブック」の作成・送付について
事務連絡	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令による消防法施行令の一部改正について
消防救第100号	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保への対応について（依頼）
消防救第104号	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」の一部改正について（通知）
消防予第131号	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防用設備等点検アプリ」の本格運用開始について
事務連絡	令和3年3月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	防爆ガイドラインの解説書について（情報提供）
消防危第48号 消防特第64号	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長 消防庁特殊災害室長	プラント保安分野におけるAI 信頼性評価ガイドラインの改定について
消防災第41号 消防危第49号	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部 防災課長 消防庁危険物保安室長	危険物施設の風水害対策の一層の推進について
消防危第50号	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について
消防危第51号	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について
消防危第52号	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について
事務連絡	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	令和3年度における危険物取扱者保安講習のオンライン実施について
事務連絡	令和3年3月30日	各都道府県消防防災主管部課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	危険物施設における防爆ガイドラインの活用等について（情報提供）
事務連絡	令和3年3月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の更改に伴う運用開始について
事務連絡	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部（局） 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	年度当初の研修での留意事項について（情報提供）
消防予第132号	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	倉庫における火災危険性の把握等について（通知）
消防救第94号	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について(通知)
消防救第97号	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁救急企画室長	救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について（通知）
消防危第43号	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について
消防危第44号	令和3年3月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物施設の立入検査等に関するマニュアルの改定について



広報テーマ

5 月		6 月	
①風水害に対する備え	防災課	①危険物安全週間	危険物保安室
②e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	防災課	②地震に対する日常の備え	防災課
③市町村長の災害対応力強化のための研修・訓練	防災課	③熱中症の予防	救急企画室



お知らせ



風水害に対する備え

防災課

はじめに

我が国では、毎年、台風や梅雨前線等の影響による多量の降雨があり、全国各地で洪水や土砂災害等の風水害が発生しています。

昨年7月に発生した令和2年7月豪雨では、熊本県を中心に河川の氾濫、堤防の決壊による浸水や土砂崩れ等が多数発生しました。その後の各地での被害を含め、死者・行方不明者の方があわせて86名ほか、1万6千棟を超える住家被害が発生しました（令和3年4月2日現在）。



「令和2年7月豪雨」による浸水等被害
熊本県八代市坂本町（撮影：福岡市消防航空隊）

洪水

流域に降った多量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、大規模な洪水被害が発生します。また、上流で増水した水が下流に到達するまでに時間差があるため、雨が降り止んだとしても洪水は発生します。

土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などが引き金となり、山や崖が崩れたり、土砂が雨などの大量の水と混ざり合って一気に流れたりする自然災害です。道路の陥落や道路への土砂の崩落、橋梁の崩落などにより多数の孤立地域が発生するおそれがあるほか、停電、断水等のライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じます。

局地的な大雨による災害

近年、局地化、集中化、激甚化した降雨により多大な被害が生じています。また、都市化に伴い、中小河川の急な増水や氾濫による床上・床下浸水等の被害、地下空間への浸水害、アンダーパス(※)への浸水による車の立ち往生等の被害が生じる事例が多く見受けられます。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっています。

早めの避難が命を救う

風水害では、逃げ遅れにより甚大な被害が発生します。逃げ遅れが起きるのは、危険が迫っていてもなかなか実感ができず、自分は被害に遭わないだろうという思い込みに陥ってしまうからです。「まだ避難しなくても大丈夫」ではないのです。また、「近所の人や誰も避難していない」からではなく、自ら積極的に避難することが重要です。各自治体が公開しているハザードマップを普段から確認し、自らが、いつ、どこに避難するか、事前にルールを決めておきましょう。

最近の災害を踏まえた動向

気象庁では、多大な被害が発生したにもかかわらず、降雨や対象範囲が局所的であること等から、大雨特別警報が発表されなかった事例を踏まえ、雨量を確認する範囲をよりきめ細やかなものとし、島しょ部などの狭い地域についても大雨特別警報の発表を可能とするなど運用を改善しました。令和2年7月30日から全国的でこの基準による運用が開始されました。

第204回通常国会（令和3年）において、災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、住民に避難行動を促す場合に発令する「避難勧告」と「避難指示」を「避難指示」へ一本化することとなりました。令和3年度の出水期には、より分かりやすい一本化された避難情報が発令されることとなります。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



福本 莉子

2021年度全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末

大規模地震による
広域火災にも、
日常からしっかりと
備えましょう。

一般社団法人

日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2021年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アクサダイレクト/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/
エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/セゾン自動車火災/
ソニー損保/損保ジャパン/大同火災/東京海上日動/トア再保険/日新火災/日本地震/日立キャピタル損保/
ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/楽天損保/レスキュー損保

後援:  **消防庁**
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

日本損害保険協会は、防火ポスターの作成を通じて、広く国民の防災・防火意識の高揚を図っています。